

平成20年（2008年）3月12日
厚生委員会資料
保健福祉部生活援護担当

中国残留邦人等への新たな支援策について（報告）

1. 趣 旨

永住帰国した中国残留邦人等に対して、老後の生活の安定のため老齢基礎年金の満額支給を実施することとし、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない者に対して、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援を行う。

2. 対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太残留邦人を含む）で次のいずれの要件を満たす者（特定中国残留邦人という。）

- ・明治44年4月2日以後に生まれた者
- ・昭和21年12月31日以前に生まれた者
- ・永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者
- ・昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

3. 支援策の主な内容

（1）国民年金の特例（老齢基礎年金の満額支給）

実施主体 国

（2）支援給付金の実施（老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援）

支援給付の種類 生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、その他政令で定める給付

実施主体 中野区

費用負担 （国3／4 区1／4）

（3）支援・相談員の配置（派遣）

業務内容

- ア 中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員の補助業務を行う。
- イ 住宅支援給付等支給事務を行う職員の補助業務を行う。
- ウ 支援給付受給者の生活状況の把握及び地域生活支援プログラム事業を実施するため、必要に応じて職員に同行又は単独により家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている

問題点を踏まえ、最も適した支援メニューを助言する。

実施主体 東京都

(4) 地域における生活支援

事業内容

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク構築支援

イ 身近な地域での日本語教育支援

ウ 自立支援を目的として通訳等の派遣費用補助

エ 中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施

オ 地域の中核を担う区市町村担当者への研修会実施

実施主体 東京都

4. 実施時期

平成 20 年 4 月

<考え方>

- 20年度から、これまで国の委託を受けて都が行ってきた事業が区市町村の自治事務と位置づけられた。
- 支援給付金の地方負担があることから、区市には帰国者が自立するための支援を行う責任が生じることとなった。
- 帰国者が地域で安心して暮らすためには身近な地域でのきめ細かな支援が不可欠であることから、事業所管が区市町村へ移行することは望ましい。
- 帰国者への支援はこれまで都が中心となって行ってきたため、区市町村にはノウハウがあまりないと考えられる。また、人的措置にも困難が伴うと予想される。
- 今回の枠組みの変更に当たり、帰国者の混乱を避けたスムーズな移行を目指す必要がある。
 - ⇒ ・20年度については、準備が整わない区市にあっては従来どおり都が実施する。
 - ・対象者が極めて少なく、なお準備が整わない区市にあっては、準備が整うまでの間、21年度以降も引き続き都が実施する。

実施主体
都

19年度(現行)
法定受託事務
委託事務
自立支援通訳派遣
自立指導員
就労相談員
巡回健康相談
地域生活支援プログラム
自治事務
都単独事業
生活相談員
日本語指導事業補助(3団体)

20年度(全国新規事業)
★支援給付(町村)
★支援・相談員の配置(30世帯未満)
自立支援通訳派遣
自立指導員
就労相談員
巡回健康相談
地域生活支援プログラム
★区市町村研修会
★日本語教室事業費支援(3団体)
生活相談員
(日本語指導事業補助(3団体))

21年度
支援給付(町村)
支援・相談員の配置(町村)
自立支援通訳派遣(10世帯未満)
自立指導員(10世帯未満)
就労相談員(10世帯未満)
巡回健康相談(10世帯未満)
地域生活支援プログラム(町村)
区市町村研修会
日本語教室事業費支援(3団体)
生活相談員
(日本語指導事業補助(3団体))

実施主体
区市

19年度
法定受託事務
委託事務
自治事務

20年度(全国新規事業)
★支援給付(全区市)
★支援・相談員の配置(30世帯以上)
★ネットワーク構築
★日本語教育支援
(3団体以外への事業費支援含む)

21年度
支援給付(全区市)
支援・相談員の配置(全区市)
※ ただし、10世帯未満の区市は ブロック毎に配置
通訳派遣(10世帯以上)
自立指導員(10世帯以上)
就労相談員(10世帯以上)
巡回健康相談(10世帯以上)
地域生活支援プログラム(全区市)
ネットワーク構築
日本語教育支援
(3団体以外への事業費支援含む)